

札幌市公文書管理審議会

答 申 書

札幌市公文書管理条例に基づく公文書のライフサイクル
を通じた適切な文書管理施策の在り方について
(廃棄の在り方編)

札幌市公文書管理審議会
平成 25 年 1 月

はじめに

本審議会は、この答申に先立ち、平成24年11月27日に廃棄と表裏の関係にある公文書をどう残すかという基準を示した「保存期間基準及び重要公文書該当基準編」を答申いたしました。

行政機関では業務の遂行に当たり多様な公文書が作成されており、その数は膨大になります。そのため文書には業務の必要度による保存期間を定めることで、業務の効率的運営が目指されています。これら文書の整理廃棄は、行政運営を円滑に機能させ、業務を効率的に遂行していく上で必要なことです。

札幌市では、この文書の整理廃棄が恣意的に行われないように、札幌市公文書管理条例（以下「条例」という。）を制定するとともに札幌市公文書館を設置し、市の業務のために一定の期間使用又は保存された公文書のうち、後世において市政検証の重要資料となり得るものを公文書館に移管し、永久保存することで、行政運営に活用するのみならず、市民が市の営みを検証できることに道を開くことを目指しております。

しかしながら、公文書館で永久保存される必要がないと判断された公文書は、一定の保存期間が満了すると、廃棄されることとなります。

条例では、市の各実施機関が廃棄と定めたものに対して、必要に応じて公文書館が移管の求めを行うことはできますが、各実施機関に移管又は廃棄を決定する権限を付託しています。このことは、公文書館にしても市役所の一機関にすぎず、市役所の都合で廃棄決定されるのではないかという疑念を抱かせ、行政への信頼を揺るがしかねません。

本審議会は、このような危惧に対処し、公文書館の権威を高めるべく、第三者機関として文書の廃棄に対してどのように関与できるのか、また適正な公文書の廃棄を行うために市が行うべき方策を検討してきました。この答申を参考に適正な文書廃棄を行うことを期待してやみません。

平成25年1月30日
札幌市公文書管理審議会
会長 大濱 徹也

1 現状分析

札幌市では、毎年10万冊前後の公文書が作成されている。このうち、これまで10年以上の保存期間とされてきたものは、7パーセント程度と推定され、さらに永年保存文書（3パーセント）と文化資料室により試行選別された文書（0.3パーセント）を除いた96パーセント以上の公文書は保存期間が満了すると廃棄されてきた。この廃棄数自体は、全国的に見て平均的な数値である。

1年あたりに廃棄対象となる公文書の簿冊を仮に9万6千冊とした場合、簿冊名称や文書保管課などを記載した一覧表は、A4版用紙1ページに30件記載したもので、3,200ページにもなる。

2 廃棄対象簿冊を点検する機関

条例第5条第7項により、実施機関が廃棄の措置を採るべきと定めた簿冊であっても、公文書館が重要公文書に該当すると認めるときは、実施機関に対して移管の措置を採ることを求めることができる。

これは、公文書館が廃棄対象簿冊全件を点検することが前提となっている。仮に全件点検を行わなければ、文書作成課又は文書保管課だけの判断で廃棄決定が下されることになる。

公文書館の前身である文化資料室は、これまで10年以上にわたって、永年保存以外の有期限の廃棄対象簿冊全件の中から、将来の公文書館設置を視野に入れ、市政を検証する上で重要な公文書を試行的に選別してきた。

本審議会としては、公文書館開設後の人員配置が限られた時間内に確実な点検を可能とする体制となることを望むものであるが、文化資料室のこれまでの選別の経験やノウハウを最大限活用し、効率的な点検方法を確立することを期待する。

3 公文書管理審議会の関与

行政運営の透明性を確保するためには、実施機関による恣意的廃棄が行われないように、第三者機関が移管、廃棄に関わることが強く求められる。条例上、公文書管理審議会は文書廃棄の過程で関与することは明文では規定されていないが、公文書の管理に係る施策に関する重要な事項について市長に意見を述べるができる（条例第

3 2 条第 3 項)。

そこで、以下の項目を提言する。

- (1) 公文書館が移管の措置を求めたにもかかわらず、実施機関が求めを参酌しないなど、公文書館と実施機関の間で協議が整わない簿冊の取扱いについて、公文書管理審議会の意見を聴くこと。
- (2) 10 年以上保存した公文書を廃棄する場合は、その一覧表を廃棄予定年度の前の年度中に、公文書管理審議会が確認した上で必要に応じ意見を述べるができるようにすること。

なお、(2)において、10 年以上保存した公文書を対象にしたのは、保存期間基準の改正及び重要公文書該当基準の設定が、主に10 年保存及び30 年保存を対象としたものであり、廃棄については慎重を期す必要があると判断したことによる。

また、保存期間が10 年未満の公文書は、従来の保存期間基準と実質的に変更がなく、定例的なものが多いことから、公文書館の点検で十分と判断した。

4 廃棄簿冊一覧表の作成について

毎年度廃棄の決定を行った簿冊の一覧表は、公文書として作成し、公文書館において保存公開すること。

5 市民への情報提供

市は、本審議会の審議内容や配布資料を、これまでも市のホームページで逐一公表している。廃棄についての審議も同様に公表することで、市民への情報提供を行い、かつ適切にその説明責任を果たすものとする。

なお、非公開情報が含まれている可能性がある場合の取扱いについては、審議会がその都度判断する。

審議経過（文書廃棄が取り扱われたもの）

平成24年 7月17日（第1回）

平成24年10月25日（第4回）

平成24年11月29日（第5回）

札幌市公文書管理審議会委員名簿

氏 名	役 職 等
安藤 誠悟	弁護士
◎ 大濱 徹也	筑波大学名誉教授
木村 夢子	市民委員
下田 尊久	藤女子大学文学部准教授
新堂 明子	北海道大学大学院法学研究科教授
○ 鈴江 英一	元北海道教育大学札幌校教授
山下 竜一	北海道大学大学院法学研究科教授

◎：会長 ○：副会長 （五十音順 敬称略）